時事新報

第二千四百二十五號
明治廿二年九月廿七日　金曜日
舊曆巳丑九月三日（丙午）
日出午前五時三十四分
日入午後五時三十分
月出午前七時二十四分
月入午後七時零一分
滿潮午前六時三十六分
滿潮午後六時五十四分
（西曆一千八百八十九年）

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

郵便條例改正實施に付

過般遞信省にては郵便條例中に改正を加へ新聞紙の遞送料を半減し書籍の定量を加ふる等我郵便制度に一大改革を施し來る十月一日より之を實施するに就ては時事新報社は此改正の社會に與ふる利益大なる可きを信じ之が祝意を表する爲め來る十月一日の時事新報には

後藤遞信大臣前嶋遞信次官の肖像を印刷したる附錄を添へ且つ

當日の新報は臨時二萬枚の增刷を爲し無代價にて之を世間に配布す

九月　時事新報社

時事新報

華族の運動

今更申す迄もなく華族は帝室の藩屏にして社會の上流に位するものなれば自ら其身を高尚に保ちて苟も其榮光に汚點を加ふるが如き事ある可らず是れ獨り華族諸君が一身の爲めのみならず即ち帝室殊遇の恩榮に對するの務にして修身齊家の道より處世交際の事に至るまで能く〱注意して社會の標準ともなる可きやう心掛けるは勿論の事なれども玆に最も謹愼を要するは政治上の運動にして好しや其心は只管忠君愛國の誠に出づるものにても事實によりては思ひも寄らぬ影響を世間に及ぼして自らその品位を損し隨て藩屏たるの實をも空ふするの恐なきにあらざれば此一事に就ては特に諸君の注意を斷らざるを得ず蓋し今の總稱して華族と名くるものは其出身種々樣々にして大名華族あり公卿華族あり又近頃維新前後の功勞を以て榮位に列せられたる新華族もある事なれども政治の運動に就て世間に一種の影響を及ぼす可きものは即ち大名華族の人々なるを以て我輩が此文中に云々する所は專ら其一流に關する事と知る可し抑もこの一流の種族は三百年來その封土を守り土地の人民は祖先以來唯一の主人として之に君事したる其君臣の舊情誼は一朝廢藩の故を以て忽ち消失す可きにあらず今の壯年士流の舊藩主に於けるは唯その人爵の尊きに對して之に禮意を表するに過ぎざれども老年故舊の人々に至りては其感情も亦殊別にして之を仰ぐこと敢て舊時に異ならず其家と人とに對して微妙の感覺を存するの情は頃年來或る一二の家の紛紜に舊藩士中に黨を分ち云々したるの事例にても知る可し又區域を廣くして舊領民の中には世間の事情に暗くして唯舊恩の有難きを感じ今日に至りても猶は舊藩主を唯一の主人と心得居る者も少なからざる可し左れば政府にても廢藩の斷行以後終始心に掛りたるは此舊情誼の始末にして其當時大名華族を東京に居住せしめたるも即ち此事情あるが爲めに外ならず又一昨年に至り政府が產業に就き若しくは家計維持の爲め華族の各地方に移住する事を許すに當りて其事情を具申せしめ目的の至當と認めたるものは之を許すと令したるも其目的の至當とは產業家計云々に關する事ある可しとは云へ或は其他の意味なしとも云ふ可らず如何となれば今日の事體は固より明治の初年に同じからずと雖も若しも其移住の事情如何に依りては猶は幾分か懸念を存するの場合もなきにあらざればなり既に斯る事情のある上は諸君に於ても深く自ら其擧動を謹みて政治上社會上の公務公論に就ては舊縁故の關係外に其身を保つの覺悟なかる可らず諸君も知らるゝ如く目下日本の社會には政治の議論喧しく互に黨派を分て相爭ふ有樣は恰も元龜天正の戰爭と同日の觀にして何々の主義に依て運動すると稱し云々の趣意を以て團結すると云ひ其期する所は各自の勢力を張らんとするより外ならず政治家の常として怪しむに足らざれども政黨の競爭は元と是れ俗世界の事にして上、帝室の邊に對し奉りては何等の關係もある可らず主義の異同を以て敵味方と立分れ互に相爭ふ者共も一たび九重の恩光に照さるゝときは共に忠誠なる日本の臣民にして彼是の區別あるとなし左れば華族は果して帝室に密着して其藩屏たるものか然らば則ち其人々が政論異同の間に處するには深く自から警めて其擧動を謹み苟めにも一方に偏して帝室の餘德に累を及ぼし併せて其身の榮光を損するが如きとある可らず此一事は諸君の宜しく注意を要する所にして其覺悟は唯今の政論の外に獨立するに在る可きのみ願ふに諸君は固より忠君愛國の情に富める人々なれば平素常に一身を重んじ國家萬一の場合に際しては國民に先ちて忠節を竭す可きこと勿論なりと雖も今の擾々たる政論にたづさはり且は蔭ながら舊君臣の情義に關して云々する等は其事最も妙ならずして決して諸君が身を國家に奉ずる所以にあらざる可し是れ我輩が今日華族に對して偏に希望する所の一義なり

官報

○内務省訓令第三十八號　廳府縣

明治廿二年（三月）法律第十號監視員ノ巡視ハ同年（同月）當省令第四號ニ依リ其廳ニ於テ施行シ且右ニ係ル費用（監視員ノ俸給旅費日當共）及藥種商製藥者鑑札製作費ハ其廳經費定額内ヲ以テ支辨スル義ト心得ヘシ

但監視員ノ携帶スヘキ證票ハ左ノ雛形ニ準シ其廳ニ於テ交迸シ尙ホ之ヲ管内ニ告示スヘシ

明治廿二年九月廿六日　内務大臣伯爵松方正義

紙製

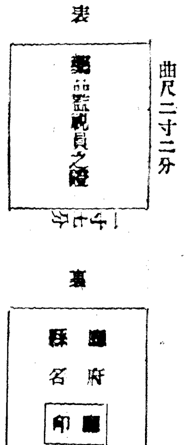

○譴責

大阪郵便電信局長　山田譽助

元東京郵便局長奉職中爲替證書及仕拂切符ニ豫メ捺印シ之ヲ爲替取扱者ニ交附シ置キタルコトアリシハ不都合ニ付譴責ス（九月十一日遞信省）

○日本郵船會社命令書改正　同社の請願に依り曩に下附したる命令書第八條第十二項を左の通り改正する旨本月二十四日遞信大臣より同社に達せり（遞信省）

神戸尾ノ道下ノ關境敦賀伏木間
直江津新潟酒田土崎函館小樽間　航海度數未定
荷物ノ都合ニヨリ此他ノ港ニ寄港シ又冬期風浪不穩ノ時節ハ直江津新潟酒田土崎ノ寄港ヲ止メ佐渡舟川ニ寄港スルコトヲ得

雜報

○露帝及び皇后の獨逸行　倫敦タイムス新聞の通信者は去月十日露都セント、ピータースバルグより報じて曰く露國皇帝の伯林行に關しては未だ確に委細の事情を知るを得ず恐らくは露國に於ける秘密の必要よりして豫め其詳細を洩すことなかるべけれども聞く所に據れば露帝及び皇太子はピーターホッフより汽車に乘じて直に伯林に赴き皇后は帝より少しく後れて御艦デルヂャヴア號に搭じて本國を出發し獨逸のキール港に着して獨、露兩帝と會合し夫より露帝と共に丁抹のコッペンヘーゲンに向ふならんと云へりさて何故に露皇后はキール港へのみ赴きて伯林を訪はざるやと尋ぬるに或人は之を說明して昨年獨逸皇后が露都を訪はざりしが爲めなりと云へども其實は露皇后が昨年鐵道にて難に逢ひしゆゑ陸路を嫌ふて斯く海路を取るに決したるものゝ如し又露帝も最初は皇后と共にキールまで赴く目的なりしも獨逸の方にて帝の伯林まで來らざるを恨む樣子あるを以て初志を變じたるならん云々

○清國通信　上海九月十三日發

廣東備荒倉の設計　前任廣東總督張之洞氏は更代出發の途端に際し廣東地方の爲めに外洋輸出米を制限して備荒儲蓄法を設くる最後の告示をなしたり其大要を摘記すれば云く本省の商民輻輳して戶口日々に繁きを加ふる有樣なるが故に土產の米穀のみにては一般の需用に缺乏を告ぐるのみならず時として風雨順を失へば其價の騰貴するは申す迄もなく別して今後地方安堵の思をなさしむる爲めに備荒の一日も忽にすべからざるを知るなり從來米穀の輸出は禁例あれども如何せん外洋に出で貿易する同胞商民は數十萬人の多きに達し概ね皆生來の習慣にて本土の白米を需用する以上は無論遠く輸出するものなれば價も從て分外なり然るに之に引き替へて安南、暹羅の地方より毎年輸入し來るもの一千萬石內外にして土人は之れが下等米を買取り食用に充つるは全く彼れ是れ利益の點より出づる樣子なれども是は決して長久の得策にあらざるなり然かのみならず澳門邊の商估は毎度之を買占めて密輸出を企て甚だしきは稅吏の狡猾なる若干の手數料を懷に入れ其實を隱蔽したることさへ行はれたれば禁米とは其名のみ存するに過ぎざるなり左なくとも引續いて制限なく日に運し月に輸するならば本土の備荒米を減失し去り一旦凶荒の厄に際したる時は必ず意外の難澁を來さゝるを得ず故に先頃より九龍、拱北二關の委員等に指示して會議せしめたる處其報告に依れば輸出を一切禁止することは到底なし能はざる理由あれども更に同胞商民の需用米に制限を設け以て實行すること例へば毎年五十萬石の輸出と一定し毎石に付關稅の米釐と稱して錢一錢を取立てゝ儲蓄する方法は極めて穩當ならんとのことて張總督も大に之を贊し差當り委員の內より二名を擧げて倉庫を建つるの議に一決したるより先づ東西の二區に分ちて一を廣豐東倉と呼び一を廣豐西倉と云ひ期する所は年に銀四萬兩を以て米を買入れ餘分は倘は十分に保存し置くこと式の如くなれども兎に角該地は濕氣を帶びて腐敗の掛念もあれば東西共に十萬石を定數とし若し此數を過ぐる時は毎三年に一度輕賣

法を行ふべく
若し不作なる
に運する米高
云々
阿片密商の調
港にては近來
へて泉州、興化
持船にて外洋
へたる樣子な
嘉坡よりの電
出帆したりと
稅關に通じ取
灣の近傍を巡
云へる商船一
り既に七箱は
に護送し詰問
關の一手に歸
鐵砲二三挺を
片を持返りた
清國茶の輸出
至るまで英國
あり之を昨年
る紅茶の一種
九萬七千封度
度に過ず但米
年より三百七
○出版書林の
版書林も近來
の過ぎるもの
に過ぎたる評
印の世界あれ
れど近頃聞く
したる由縁は
すべからざる
に掛けて其全
思ひ半に過る
時に在りては
打なきものま
くの有樣あり
り將來の結果
結局供給の超
し折も折とて
あり需來益々
治二十一年の
たりと申すも
違られたる次
けふ此頃まで
暫くこと故此
其間に書林仲
用殆んど全く
も容易ならさ
仲間同志申合
書籍の品位を
の策なるべし
○大坂に於け
十日に取調を
は百九十一、